

「CEV補助金(車両) 申請ご検討の皆さまへ」

～申請に関して知っておいていただきたいこと～

① 補助対象は「EV(四輪、二輪等)・PHEV・FCV」です

- ✓ CEV補助金の対象は、**自家用のEV[電気自動車](四輪、二輪等)、PHEV[プラグインハイブリッド自動車]、FCV[燃料電池自動車]**です。
- ✓ **中古車 及び 事業用車両は補助対象外**です。
- ✓ 交付申請する車両が補助対象であるかどうかはセンターのホームページでご確認ください。

<詳細はこちら> [次世代自動車振興センターホームページ](https://www.cev-pc.or.jp/hojo/cev.html)

(URL: <https://www.cev-pc.or.jp/hojo/cev.html>)

② 交付申請書の提出期限は車両登録から原則1ヵ月です

- ✓ CEV補助金の交付申請書の提出期限は、原則として対象車両の「**初度登録(初度検査届出)**の日から**1ヵ月**」です。登録後は速やかに申請手続きを行ってください。
- ✓ 車両販売店等に申請代行を依頼される場合も、事前に登録日と申請期限をご確認のうえ、余裕をもって書類をご用意ください。
- ✓ 令和7年度補正 CEV補助金の交付申請書の提出最終期限は令和9年2月12日(※)です。

ステップ	内容	留意点
1:車両登録(購入)	新車の初度登録(初度検査届出)が完了	登録日(届出日)が基準日となります
2:交付申請	申請書及び必要書類をセンターへ提出(オンラインまたは郵送)	提出期限: 登録日(届出日)から原則1ヵ月
3:審査・交付決定・振込	- センターにて審査を実施 - 交付決定し通知書発行 - 補助金の振込	

<詳細はこちら> [次世代自動車振興センターホームページ](https://www.cev-pc.or.jp/hojo/cev.html)

(URL: <https://www.cev-pc.or.jp/hojo/cev.html>)

※次ページ「③令和7年度補正 CEV補助金 申請受付終了見込み時期について」も確認願います。

③ 令和7年度補正 CEV補助金 申請受付終了見込み時期について

- ✓ 交付申請額の累計が予算額に達した時点で申請受付を終了いたします。
- ✓ 予算の執行状況を踏まえて申請受付終了見込みをセンターのホームページ上で随時、更新いたしますので、よくご確認ください。

※申請書は事務局への到着日で先着順の受付となり、予算額に達した場合は、予算額に達した日の前日(営業日)をもって申請受付は終了となります。

<詳細はこちら> [次世代自動車振興センターホームページ](https://www.cev-pc.or.jp/notice/index_cev.html)

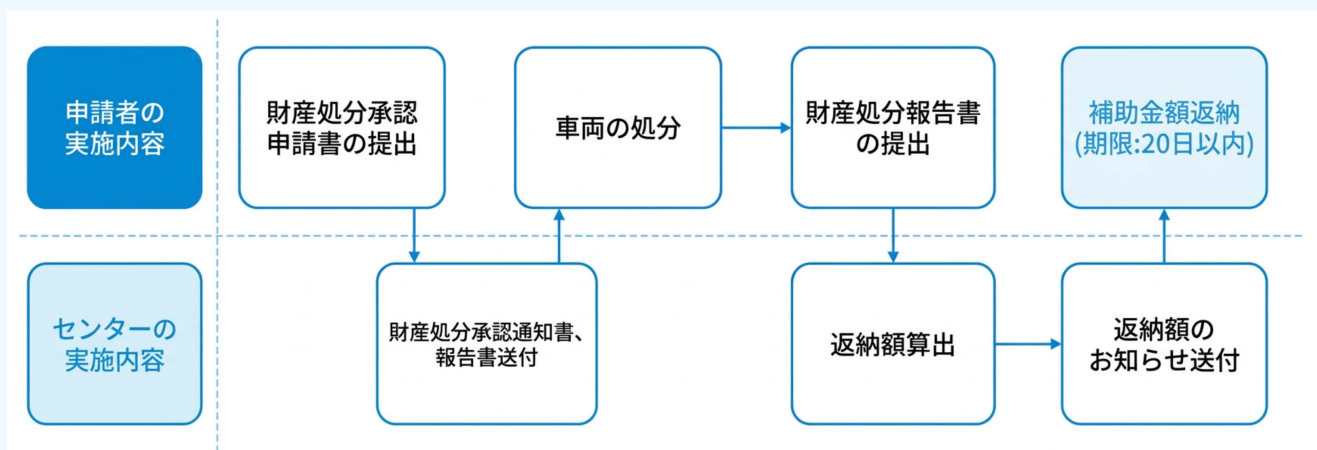
(URL: https://www.cev-pc.or.jp/notice/index_cev.html)

④ 審査状況はホームページからご確認ください

- ✓ 提出した申請の審査ステータスについては、[審査状況確認【R7補正】](#)にて確認することができます。必要に応じてご利用ください。

⑤ 車両を手放す場合は手続きが必要です

- ✓ 補助金の交付を受けた車両を処分制限期間内に処分する場合には、処分前に財産処分承認手続きを行った上で補助金を返納する必要があります。
- ✓ 処分制限期間内に車両を処分して、新たに補助対象車両を購入する場合、処分した車両の補助金返納が完了するまで、新たな車両への補助金の交付はしません。
- ✓ 財産処分手続きの開始から完了までは時間を要しますので、早めの申請をお願いします。



<詳細はこちら> [次世代自動車振興センターホームページ](https://www.cev-pc.or.jp/hojo/cev-disposal.html)

(URL: <https://www.cev-pc.or.jp/hojo/cev-disposal.html>)